



青色だより

第 119 号

2016年(平成28年) 6 月 1 日

発行所 一般社団法人
大和青色申告会

事務局 大和市桜森 2-3-9
(クリオ相模大塚1F)
TEL 046 (2 6 2) 5 1 1 1
FAX 046 (2 6 2) 5 1 1 3

発行人 曾 根 寿太郎
編集人 藤 井 弘



総会特集号

第22回 通常総会 開催報告

全議案が承認
「代議員制」の採用 他

平成28年5月26日(木)午後2時より、オークラフロンティアホテル海老名において、一般社団法人大和青色申告会の第22回通常総会が開催されました。

平成28年度 事業計画

I. 基本事項

一般社団法人大和青色申告会は、健全な納税者団体として、青色申告制度の普及促進と誠実な記帳による適正な申告を推進するとともに、租税等に関する調査研究を行い、納税道義の高揚及び公平簡素な税制と円滑な税務行政の確立に寄与し、併せて、事業経営と社会の健全な発展を図るとともに、公益活動にも積極的に取り組み、社会的使命を果たすことに努めて参ります。なお、当会は、より開かれた法人として地域社会に貢献する青色申告会として活動するとともに、会勢の拡大と会員サービスの充実に努め、小規模事業者に対する税制改正要望などを行い、事業主の環境の改善にも取り組み、次のような事業計画を推進します。

1. 税制及び税務に関する調査研究並びに建議。
2. 租税関係の法令、通達等の周知徹底を図るための講習会、説明会等の開催。
3. 経理、経営に関する講習会、

説明会等の開催及び記帳指導の実施。
4. 福利厚生に関する諸事業の実施。

5. 機関誌の発行及び上記各号の諸事業を行うに必要な各種資料の刊行配布。

II. 事業計画

1. 税務政策活動に関する事項

- (1) 個人企業経営者の勤労性所得を適正に評価した事業主報酬制度を認める運動を展開する。
- (2) 事業承継税制の創設に向けた運動を展開する。
- (3) 簡易課税制度の事前届出制の廃止など小規模な課税事業者に対する納税事務負担の軽減運動を展開する。
- (4) 振替納税制度の普及と指導に努める。
- (5) その他、指導相談活動の効率化と充実に努め、会員企業の期待に応えられる指導相談体制の確立を目指す。

2. 相談指導活動に関する事項

- (1) 新規青色申請者及び新規入会者の記帳指導に努める。
- (2) 青色申告特別控除65万円を適用ができるよう複式簿記の普及拡大を図る。
- (3) 消費税に対応した記帳、複式簿記による記帳の自己研さん運動(記帳確認など)を積極的に展開する。
- (4) 会員の利便性を考慮し、税務

署の開庁日に合わせ、平成28年確定申告期の日曜日に決算指導を実施する。

(5) 会計ソフト「ブルーリターンA」の普及推進に努めるとともに、利用している会員の指導充実を図るためブルーリターンA指導体制を構築する。

(6) 会員の減価償却資産管理の適正化に資するため減価償却計算書を作成し配布する。

(7) 消費税課税事業者の指導会を開催し、課税事業者としての記帳と申告、届出の対応をする。

(8) 青色セミナーと会員個別指導会を開催し、複式簿記記帳指導の徹底を図る。

(9) 税理士会の協力を得て無料税務相談制度の活用を推進する。

(10) 顧問弁護士による無料法律相談を実施する。

(11) 指導員・事務局職員の指導力向上を目的とした研修事業の充実強化を図る。

(12) 関係機関が行う研修会などへ積極的に参加・交流する。

(13) e-Taxの普及推進に努める。

(14) 記帳支援サービスにより、相談指導体制の強化を図る。

3. 組織強化とその他事業活動に関する事項

- (1) 青色申告制度の普及と会員の増強を年間を通じ推進する。
- (2) 新入会員紹介運動を展開する。

平成28年度 予算書

平成28年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日まで

(単位:円)

科 目	予算額	実施事業会計	その他会計	法人会計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1)経常収益				
①特定資産運用益				
退職給付引当金利息	8,000	0	0	8,000
会館取得引当金利息	600	0	0	600
固定資産取得引当金利息	800	0	0	800
機械化推進特定預金利息	600	0	0	600
特定資産運用収益計	10,000	0	0	10,000
②受取入会金				
受取入会金	230,000	0	0	230,000
受取入会金計	230,000	0	0	230,000
③受取会費収入				
正会員	88,022,500	0	0	88,022,500
準会員	992,000	0	0	992,000
受取会費計	89,014,500	0	0	89,014,500
④事業収益				
県民共済収益	340,000	0	340,000	0
火災共済収益	800,000	0	800,000	0
小規模企業共済収益	2,000,000	0	2,000,000	0
シプラルタ生命収益	110,000	0	110,000	0
全青傷害・疾病・共済収益	1,700,000	0	1,700,000	0
その他共済収益	950,000	0	950,000	0
事業収益計	5,900,000	0	5,900,000	0
⑤会員大会事務手数料収益				
会員大会事務手数料収益	2,250,000	0	2,250,000	0
会員大会事務手数料収益計	2,250,000	0	2,250,000	0
⑥受取手数料収益				
会計ソフト取扱手数料収益	1,300,000	0	1,300,000	0
受託事業収益	500,000	500,000	0	0
帳簿簿価布物事業収益	1,000,000	0	1,000,000	0
受取手数料収益計	2,800,000	500,000	2,300,000	0
⑦雑収益				
基本財産受取利息	1,250	0	0	1,250
受取利息	18,000	0	0	18,000
雑収入	1,080,750	114,000	966,750	0
雑収益計	1,100,000	114,000	966,750	19,250
経常収益計	101,304,500	614,000	11,416,750	89,273,750
(2)経常費用				
①事業費				
給料手当	18,503,000	12,107,000	6,396,000	0
退職給付費用	1,004,900	657,500	347,400	0
法定福利費	3,190,200	2,087,400	1,102,800	0
福利厚生費	92,500	61,400	31,100	0
旅費交通費	1,723,500	1,144,800	578,700	0
地代家賃	1,206,400	801,400	405,000	0
通信運搬費	746,800	496,000	250,800	0
減価償却費	804,300	534,200	270,100	0
消耗品費	574,500	381,600	192,900	0
印刷製本費	402,100	267,100	135,000	0
新聞図書費	172,400	114,500	57,900	0
修繕費	344,700	229,000	115,700	0
備品費	1,723,500	1,144,800	578,700	0
車輛関係費	229,800	152,600	77,200	0
雑費	172,400	114,500	57,900	0
租税公課	723,800	0	723,800	0
水道光熱費	344,700	229,000	115,700	0
事務所管理費	746,900	496,100	250,800	0
慶弔費	1,391,400	0	1,391,400	0
会員福利費	5,088,500	1,701,400	3,387,100	0
記帳指導費	2,800,000	2,800,000	0	0
講習会説明会費	100,000	100,000	0	0
税を考える週間行事	450,000	450,000	0	0
青色学校開催費	100,000	100,000	0	0
調査研究費	20,000	20,000	0	0
記帳指導員費	10,600,000	10,600,000	0	0
記帳確認費	150,000	150,000	0	0
弁護士委嘱費	310,000	310,000	0	0
広告宣伝費	1,900,000	1,900,000	0	0
勤労費	600,000	32,500	567,500	0
会員大会費	2,000,000	0	2,000,000	0
事業費計	58,216,300	39,182,800	19,033,500	0
②管理費				
給料手当	16,297,000	0	0	16,297,000
退職給付費用	885,100	0	0	885,100
法定福利費	2,809,800	0	0	2,809,800
福利厚生費	68,500	0	0	68,500
旅費交通費	1,276,500	0	0	1,276,500
地代家賃	893,600	0	0	893,600
通信運搬費	553,200	0	0	553,200
減価償却費	595,700	0	0	595,700
消耗品費	425,500	0	0	425,500
印刷製本費	297,900	0	0	297,900
新聞図書費	127,600	0	0	127,600
修繕費	255,300	0	0	255,300
備品費	1,276,500	0	0	1,276,500
車輛関係費	170,200	0	0	170,200
雑費	127,600	0	0	127,600
支払手数料	650,000	0	0	650,000
租税公課	576,200	0	0	576,200
水道光熱費	255,300	0	0	255,300
事務所管理費	553,100	0	0	553,100
会議費	2,000,000	0	0	2,000,000
慶弔費	58,600	0	0	58,600
支払分担金	4,100,000	0	0	4,100,000
会員福利費	10,592,500	0	0	10,592,500
連合会役員研究会費	300,000	0	0	300,000
役員研修会費	100,000	0	0	100,000
歩外活動費	320,000	0	0	320,000
会計士委嘱費	330,000	0	0	330,000
管理費計	45,895,700	0	0	45,895,700
経常費用計	104,112,000	39,182,800	19,033,500	45,895,700
当期経常増減額	△ 2,807,500	△ 38,568,800	△ 7,616,750	43,378,050
2. 経常外増減の部				
(1)経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2)経常外費用				
退職給付会計基準変更時差異	1,110,000	386,200	204,000	519,800
経常外費用計	1,110,000	386,200	204,000	519,800
当期経常外増減額	△ 1,110,000	△ 386,200	△ 204,000	△ 519,800
当期一般正味財産増減額	△ 3,917,500	△ 38,955,000	△ 7,820,750	42,858,250
一般正味財産期首残高	87,317,741	-	-	-
一般正味財産期末残高	83,400,241	-	-	-
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0
III 正味財産期末残高	83,400,241	-	-	-

(3) メールフォームによる入会促進を含めたホームページの充実を図る。

(4) 税を考える週間の行事を積極的に活用し、管内各市の市民まつりに於いて、広報活動を展開する。

(5) 個人情報保護法を遵守するため、指導データ等を厳正に保管・管理し、十分な備えを講ずる。

(6) 女性部活動の充実強化と青年部の育成強化を図る。

(7) 会員等を対象に機関紙「青色だより」を発行する。

(8) 青色コーナーを開設し、一般納税者の青色申告普及に力を

注ぐ。

(9) 会員外の事業者に対し、記帳開始説明会、青色決算説明会等を開催し、税金に携わる法人としての事業活動を実施する。

(10) 事業者のＩＴ活用が増加するなかで、パソコン記帳指導に対応すべき体制の充実を図る。

(11) 役員研修会を開催し、役員指導者研修の充実を図る。

(12) 関係各官庁、及び友誼団体との相互協調・交流を図る。

(13) 将来の会館修繕のための引当預金の積み立てを行う。

(14) 会費の支払方法は口座振替を原則とし、未移行者の口座振

替化推進を図る。

(15) 平成26年1月より全ての白色申告者に記帳と帳簿の保存が義務化されたことから、白色申告者向けの説明会を開催し、特典のある青色申告を勧め入会に繋げる。

(16) 代議員制度を導入することにより、会活動への積極的な参加と総会の開催及び運営の円滑化を図る。

(17) マイナンバー制度の運用にあたり事務手続きの簡略化等の要望を行うとともに適正に取り扱うための安全管理措置を講ずる。

4. 福祉事業活動に関する事項

(1) 会員の健康管理をはかるため継続的に生活習慣病健診を実施する。

(2) 小規模企業共済制度や青色傷害保険の普及促進をはじめ、各種保険・共済制度の拡大を図り会員の将来の生活安定に寄与する。

(3) 会員大会研修会を実施し、会員相互間をはじめ、地域社会・関係団体と親睦・交流を深める。

(4) 役員一泊勉強会を開催し、指導者研修と役員交流を図る。

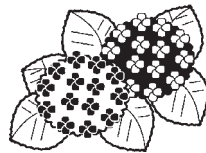
(5) 会員への情報を提供するため各種資料を配布する。

(6) 会員に呼びかけ、使用済切手・テレホンカード・ペットボトルキャップの収集及びチャリティバザーを実施し、社会福祉事業に役立てる。

(7) 献血運動を展開し社会的使命を推進する。

(8) 職員の連帯・協調のための諸施策を実施する。

(9) 以上の他、会員の要求に応えられる事業の研究をする。



平成27年度 損益計算書（正味財産増減計算書）

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

（単位：円）

科 目	実施事業会計	その他会計	法人会計	合 計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1)経常収益				
特定資産運用益	0	0	5,830	5,830
特定資産受取利息	0	0	5,830	5,830
受取入会金	0	0	238,000	238,000
受取入会金	0	0	238,000	238,000
受取会費	0	0	84,779,500	84,779,500
正会員	0	0	84,112,500	84,112,500
準会員	0	0	667,000	667,000
事業収益	0	5,929,504	0	5,929,504
会員大会事務手数料収益	0	3,907,470	0	3,907,470
受取手数料収益	533,761	2,401,318	0	2,935,079
手数料収益	0	2,401,318	0	2,401,318
指導謝金収益	533,761	0	0	533,761
雑収益	114,000	974,656	21,406	1,110,062
受取利息	0	0	18,488	18,488
雑収入	114,000	974,656	2,918	1,091,574
経常収益計	647,761	13,212,948	85,044,736	98,905,445
(2)経常費用				
事業費	35,074,126	16,568,193	0	51,642,319
給料手当	11,142,438	5,887,805	0	17,030,243
退職給付費用	697,013	368,241	0	1,065,254
法定福利費	1,970,440	1,041,008	0	3,011,448
福利厚生費	40,139	20,290	0	60,429
旅費交通費	1,009,598	510,354	0	1,519,952
地代家賃	786,477	397,566	0	1,184,043
通信運搬費	452,126	228,551	0	680,677
減価償却費	451,160	228,062	0	679,222
消耗品費	246,380	124,545	0	370,925
印刷製本費	369,500	186,783	0	556,283
新聞図書費	78,004	39,431	0	117,435
修繕費	198,280	100,231	0	298,511
備品費	593,815	300,175	0	893,990
車両関係費	133,560	67,515	0	201,075
雑費	58,981	30,320	0	90,301
租税公課	0	493,700	0	493,700
水道光熱費	191,952	97,032	0	288,984
事務所管理費	438,205	221,514	0	659,719
慶弔費	0	1,596,312	0	1,596,312
会員福利費	1,410,358	2,807,933	0	4,218,291
記帳指導費	2,516,878	0	0	2,516,878
講習会説明会費	76,927	0	0	76,927
税を考える週間行事	386,961	0	0	386,961
青色学校開催費	63,296	0	0	63,296
調査研究費	0	0	0	0
記帳指導員費	9,560,192	0	0	9,560,192
記帳確認費	124,384	0	0	124,384
弁護士委嘱費	308,556	0	0	308,556
広告宣伝費	1,749,800	0	0	1,749,800
勤労費	17,706	308,809	0	326,515
会員大会費	0	1,512,016	0	1,512,016
管理費	0	0	40,177,844	40,177,844
給料手当	0	0	14,997,945	14,997,945
退職給付費用	0	0	938,235	938,235
法定福利費	0	0	2,652,367	2,652,367
福利厚生費	0	0	44,759	44,759
旅費交通費	0	0	1,125,748	1,125,748
地代家賃	0	0	876,957	876,957
通信運搬費	0	0	504,142	504,142
減価償却費	0	0	503,064	503,064
消耗品費	0	0	274,725	274,725
印刷製本費	0	0	412,009	412,009
新聞図書費	0	0	86,978	86,978
修繕費	0	0	221,093	221,093
備品費	0	0	662,129	662,129
車両関係費	0	0	148,925	148,925
雑費	0	0	66,883	66,883
支払手数料	0	0	607,623	607,623
租税公課	0	0	393,020	393,020
水道光熱費	0	0	214,035	214,035
事務所管理費	0	0	488,619	488,619
会議費	0	0	1,422,037	1,422,037
慶弔費	0	0	67,178	67,178
支払分担金	0	0	3,846,000	3,846,000
会員福利費	0	0	8,779,863	8,779,863
連合会役員研究会費	0	0	273,500	273,500
役員研修会費	0	0	2,600	2,600
渉外活動費	0	0	243,410	243,410
会計士委嘱費	0	0	324,000	324,000
経常費用計	35,074,126	16,568,193	40,177,844	91,820,163
評価損益等調整前当期計上増減額	△ 34,426,365	△ 3,355,245	44,866,892	7,085,282
評価損益等計	0	0	0	0
当期経常増減額	△ 34,426,365	△ 3,355,245	44,866,892	7,085,282
2. 経常外増減の部				
(1)経常外収益				
固定資産売却益	0	0	0	0
経常外収益計	0	0	0	0
(2)経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
他会計振替額	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 34,426,365	△ 3,355,245	44,866,892	7,085,282
一般正味財産期首残高	0	0	0	80,232,459
一般正味財産期末残高	△ 34,426,365	△ 3,355,245	44,866,892	87,317,741
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0
III 正味財産期末残高	△ 34,426,365	△ 3,355,245	44,866,892	87,317,741

第3号議案（決算報告）
下田総務副委員長第2号議案（事業報告）
齊木総務副委員長報告事項（事業計画）
大澤総務副委員長監査報告
神監事

貸 借 対 照 表

平成28年3月31日現在

（単位：円）

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	1,671,562	1,642,890	28,672
普通預金	37,190,516	30,172,068	7,018,448
通常貯金	7,576,467	6,603,594	972,873
振替貯金	508,939	487,356	21,583
定期預金	13,000,000	13,000,000	0
未収金	0	0	0
前払金	13,618	27,236	△ 13,618
流動資産合計	59,961,102	51,933,144	8,027,958
2. 固定資産			
(1)基本財産			
定期預金	5,000,000	5,000,000	0
基本財産合計	5,000,000	5,000,000	0
(2)特定資産			
退職給付引当預金	45,018,095	43,014,606	2,003,489
会館修繕積立預金	4,320,726	3,730,671	590,055
固定資産取得引当預金	7,672,563	6,672,126	1,000,437
機械化推進特定預金	7,002,540	6,002,196	1,000,344
社団化20周年引当預金	0	1,500,000	△ 1,500,000
特定資産合計	64,013,924	60,919,599	3,094,325
(3)その他の固定資産			
什器備品 (注1)	493,486	1,051,325	△ 557,839
車輜運搬具 (注2)	408,665	853,862	△ 245,197
建物 (注3)	10,957,163	11,336,414	△ 379,251
敷地権 (注4)	2,558,840	2,558,840	0
電話加入権 (注5)	233,400	233,400	0
保証金	100,000	100,000	0
出資金	5,600	5,600	0
預託金	18,520	18,520	0
その他の固定資産合計	14,775,674	15,957,961	△ 1,182,287
固定資産合計	83,789,598	81,877,560	1,912,038
資産合計	143,750,700	133,810,704	9,939,996
II 負債の部			
1. 流動負債			
預り金	10,853,114	9,968,639	884,475
前受金	561,750	595,000	△ 33,250
未払金	0	0	0
流動負債合計	11,414,864	10,563,639	851,225
2. 固定負債			
退職給付引当金	45,018,095	43,014,606	2,003,489
固定負債合計	45,018,095	43,014,606	2,003,489
負債合計	56,432,959	53,578,245	2,854,714
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産			
一般正味財産合計	87,317,741	80,232,459	7,085,282
正味財産合計	87,317,741	80,232,459	7,085,282
負債及び正味財産合計	143,750,700	133,810,704	9,939,996

(注1) 188,314円は実施事業資産である。

(注2) 155,946円は実施事業資産である。

(注3) 4,181,253円は実施事業資産である。

(注4) 976,453円は実施事業資産である。

(注5) 89,063円は実施事業資産である。

代議員制度導入のための定款一部変更（新旧定款対照表）

旧		新	
第3章 (会員)	会員	第3章 (会員)	会員
第5条	本会の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。	第5条	<u>本会に次の会員を置く。</u>
省略		省略	
新設		第4章 社員	
		第13条	<u>本会に60名以上95名以内の代議員を置く。</u>
		2	<u>本会は、正会員の中から選出される代議員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）に定める社員とする。</u>
		3	<u>代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。（代議員制度に関する必要な事項は理事会において定める。）</u>
		4	<u>代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。</u>
		5	<u>代議員選挙において、正会員は代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。</u>
		6	<u>正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に本会に対して行使することができる。</u>
		(1)	<u>法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）</u>
		(2)	<u>法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）</u>
		(3)	<u>法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）</u>
		(4)	<u>法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）</u>
		(5)	<u>法人法第51条第4項の権利（書面による議決権の行使書面等の閲覧等）</u>
		(6)	<u>法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）</u>
		(7)	<u>法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）</u>
		(8)	<u>法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）</u>
		7	<u>代議員は、総会構成要員として総会に出席し、定款で定める議決権を行使する。</u>
		8	<u>代議員の選挙は、2年に1度実施することとし、代議員の任期は選任の2年後に実施される代議員選挙の終了後、次の代議員が就任する時までとする。ただし再任は妨げない。なお、代議員が社員総会決議取り消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。</u>
		9	<u>【当該代議員は、役員を選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする。】</u>
			<u>代議員の員数を欠くこととなった場合は、補欠の代議員を選挙することとし、補欠の代議員の任期は、任期満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。</u>
第4章 (構成)	総会	第5章 (構成)	総会
第13条 2	本会の総会は、全ての正会員をもって構成する。前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。	第14条	<u>総会は、全ての代議員をもって構成し、法人法上の社員総会とする。</u>
(権限)		(権限)	

第14条 省略 (開催) 第15条 省略 (招集) 第16条 省略 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、臨時総会の招集を請求することができる。 3 総会を招集するには、会長は、総会の日の2週間前までに、正会員に対して必要事項を記載した書面をもって通知しなければならない。 (議長) 第17条 省略 (議決権) 第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。 (決議) 第19条 総会の決議は、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもっておこなう。 (書面による議決権) 第20条 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又はその総会に出席する他の正会員を代理として議決権の行使を委任することができる。 2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。 (議事録) 第21条 省略 2 前項の議事録には、議長及び出席した正会員の中から総会において選出された議事録署名人2名以上が記名押印する。 附則 省略 新設	第15条 省略 (開催) 第16条 省略 (招集) 第17条 省略 2 <u>総代議員の議決権の10分の1以上を有する代議員は、会長に総会の目的である事項及び招集の理由を示して、臨時総会の招集を請求することができる。</u> 3 総会を招集するには、会長は、総会の日の2週間前までに、<u>代議員</u>に対して必要事項を記載した書面をもって通知しなければならない。 (議長) 第18条 省略 (議決権) 第19条 総会における議決権は、<u>代議員</u>1名につき1個とする。 (決議) 第20条 総会の決議は、総代議員の過半数が出席し、出席した<u>代議員</u>の過半数をもっておこなう。 (書面による議決権) 第21条 総会に出席できない<u>代議員</u>は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は、その総会に出席する他の<u>代議員</u>を代理人として議決権の行使を委任することができる。 2 前項の場合における前条の規定の適用については、その<u>代議員</u>は出席したものとみなす。 (議事録) 第22条 省略 2 前項の議事録には、議長及び出席した理事の中から総会において選出された議事録署名人2名以上が署名押印する。 附則 省略 4 <u>この定款の一部変更（5条、13条を新設、以下1条ずつ繰り下げる。14条、17条の2・3、19条、20条、21条、22条の2）は平成28年5月26日総会終了後から施行する。</u>
---	--

お詫びと訂正

平成28年3月に会員の皆様にお届けしました「代議員制度導入のため定款の一部変更に関する件」（大青申発第192号）に一部誤りがございました。訂正記事を掲載させていただくとともに、深くお詫び申し上げます。

4 ページ：第20条

(誤) 総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した代議員の議決権の過半数をもって行う。

(正) 総会の決議は、総代議員の過半数が出席し、出席した代議員の過半数をもっておこなう。

5 ページ：図内の文章 および 第13条の2

(誤) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に定められた社員。

(正) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に定める社員。

新役員の紹介

〈敬称略〉

相談役

吉野和男
〈大和市〉

理事

副会長（広報担当）

(大和北地区会長)
谷川元彦
〈大和市〉

厚生副委員長

冨塚明夫
〈大和市〉

組織副委員長

岩崎清昭
〈大和市〉

広報副委員長

柴田茂
〈大和市〉

支部長

中央林間西

宮道峯雄
〈広報委員〉

下鶴間北

古木富美
〈総務委員〉

深見東

中丸政則
〈広報委員〉

福田第1

原岡耕作
〈総務委員〉

相模が丘第2

関口吉三
〈総務委員〉

国分第1

樋口清
〈広報委員〉

大和農業

目代允信
〈総務委員〉

支部表彰

平成27年度分

〈敬称略〉

▼会員勧奨の部

【会員数64名以下】

1位 南林間支部

(田向琳子支部長)

2位 西鶴間支部

(荻窪利夫支部長)

【会員数65名以上】

1位 大和農業支部

(畑勤支部長)

2位 南林間北支部

(矢内弘子支部長)

▼自己研さんの部

【会員数64名以下】

1位 浜田・国分寺台

(松本進支部長)

2位 南林間支部

(田向琳子支部長)

【会員数65名以上】

1位 相模が丘2支部

(池田あや子支部長)

2位 入谷2支部

(福田亮支部長)

▼確定申告書早期提出の部

【会員数64名以下】

1位 立野台支部

(長谷山正範支部長)

2位 寺尾北支部

(新家清支部長)

【会員数65名以上】

1位 相模が丘2支部

(池田あや子支部長)

2位 中央林間西支部

(冨塚明夫支部長)

表彰状・感謝状

〈敬称略〉

《表彰状》

◆表彰規程第3条—1

【退任（会長・副会長）】

仲戸川一三 吉野和男

◆表彰規程第3条—2

【退任（理事・監事・支部長）】

山田勇二郎 湯浅進

◆表彰規程第3条—5

【継続勤務（20年）】

鎌田征二 建石信男

◆表彰規程第3条—6

【会員勧奨】

畑勤

《感謝状》

◆表彰規程第4条—5

【継続勤務（10年）】

上田勝 金子貞夫

川村恵子 洲鎌洋之

瀬谷浩之 曾根由陽

前田宏

◆表彰規程第4条—6

【会員勧奨】

岩崎清昭 小島富士男

冨塚明夫



女性部二コース

平成28年度 事業計画

- 1 部員の増強をはかり、組織の充実につとめます。
- 2 部員の福祉厚生の上向上につとめます。
- 3 誠実・健全をモットーとし、研修会・講習会などを通して自己研さんを積み、自書申告を推進します。
- 4 親会の運動・事業に積極的に参加して協力します。
- 5 他会女性部との友好関係を深めます。
- 6 全青色・県連の女性部事業に積極的に参加協力します。
- 7 複式簿記の普及をし、青色申告特別控除65万円の活用をはかります。
- 8 使用済み切手、ペットボトルのキャップの回収を推進します。

平成28年度 行事予定

3月	1月	12月	11月	10月	9月	6月	5月
確定申告期手伝い	新年賀詞交歓会	サークル活動	税を考える週間 (チャリティーバザー)	加 県連の講演会に協力・参加	研修旅行	親会の会員大会に協力	通常総会

キャップ
回収実績

平成28年1月29日現在

累計
184.8kg
ワクチン約92人分

青年部二コース

平成28年度 事業計画

- 1 部員増強運動の展開及び充実強化
- 2 e・Taxの推進やブルリータインAを含むパソコン会計の普及促進
- 3 公益事業の企画・推進
- 4 部員相互の親睦及び他会青年部との交流
- 5 税制の研究・習得と税制政策活動の推進
- 6 親会事業への積極的な参加・協力
- 7 その他、緊急且つ必要な事業の計画等を協議し推進する



平成28年度 行事予定

3月	2月	1月	12月	11月	10月	8月	7月	6月	5月	4月
役員会 確定申告反省会	確定申告期 応援活動	役員会 広報活動 新年賀詞交歓会	忘年会 役員会	研修会 役員会	青年部通信 発行 街頭献血 役員会	役員会	ボウリング大会	青年部通信 発行 役員会	通常総会	監査会 役員会

平成28年度 収支予算書

(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

〈収入の部〉 (単位: 円)

科 目	28年度 予算額
部 活 動 補 助 金	350,000
部 会 費	78,000
特 別 会 費	380,000
雑 収 入	40,000
繰 越 金	85,014
合 計	933,014

〈支出の部〉

科 目	28年度 予算額
講 習 会 費	50,000
研 修 会 費	330,000
総 会 費	60,000
通 信 費	2,000
会 議 費	50,000
旅 費	66,000
賀 詞 交 歓 会 費	270,000
全青色・県連・研究会費	80,000
交 際 費	10,000
消 耗 品 費	7,000
慶 弔 費	5,000
予 備 費	3,014
繰 越 金	0
合 計	933,014

平成28年度 収支予算書

(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

〈収入の部〉 (単位: 円)

科 目	28年度 予算額
特 別 会 費	120,000
補 助 金	400,000
雑 収 入	80,000
前 年 度 繰 越	116,241
合 計	716,241

〈支出の部〉

科 目	28年度 予算額
会 議 費	8,000
研 修 費	40,000
事 業 費	120,000
特 別 研 修 費	90,000
渉 外 費	40,000
総 会 費	150,000
親 睦 費	210,000
賀 詞 交 歓 会 費	30,000
事 務 費	20,000
予 備 費	8,241
次 年 度 繰 越	0
合 計	716,241

支部と会員数

(平成28年5月20日 現在)

	支部数	会員数		支部数	会員数		会員数
大 和 北	13	979	農 業	4	1,138	準 会 員 A	93
大 和 南	16	1,087	歯 科 医 師	2	27	準 会 員 B	111
座 間	14	991	税 理 士	1	87		
海 老 名	14	843	事 務 局		106		
綾 瀬	9	608	正 会 員 計		5,866	準 会 員 計	204



Q1 国外居住親族の扶養控除等について、どのような改正が行われたのですか。



A1

(1) 平成28年1月1日以後に支払うべき給与等及び公的年金等から、**国外居住親族**に係る扶養控除、配偶者控除、障害者控除又は配偶者特別控除（以下「扶養控除等」。）の適用を受ける居住者は、給与等又は公的年金等の支払者に「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」などの申告書を提出する際に、その国外居住親族に係る「**親族関係書類**」や「**送金関係書類**」（外国語で作成の場合には、その翻訳文を含む。）を提出又は提示しなければならないこととされました。

今回は
国外居住親族
の扶養控除
について



(2) 確定申告においても、国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合には、確定申告書に「親族関係書類」及び「送金関係書類」を添付又は確定申告書の提出の際に提示しなければならないこととされました（(1) で提出又は提示した書類を除く。）。



Q2 「親族関係書類」・「送金関係書類」には、どのような書類が該当しますか。



A2

(1) 「親族関係書類」とは、次の①又は②のいずれかの書類で、**国外居住親族が居住者の親族であることを証するもの**をいいます。

- ① 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及び国外居住親族の旅券（パスポート）の写し
- ② 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限る。）

(2) 「送金関係書類」とは、次の書類で、居住者がその年において国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための**支払を必要の都度、各人に行ったことを明らかにするもの**（※）をいいます。

- ① 金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引により居住者から国外居住親族に支払をしたことを明らかにする書類
- ② いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、国外居住親族がそのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示等してその国外居住親族が商品等を購入したこと等により、その商品等の購入等の代金に相当する額の金銭をその居住者から受領し、又は受領することとなることを明らかにする書類

※ 国外居住親族が複数いる場合には、送金関係書類は扶養控除等を適用する国外居住親族の各人ごとに必要となります。

例えば、国外に居住する配偶者と子がいる場合で、配偶者に対してまとめて送金している場合には、その送金に係る送金関係書類は、配偶者（送金の相手方）のみに対する送金関係書類として取り扱い、子の送金関係書類として取り扱うことはできません。

「ブルーリターンA」中間指導会のご案内

パソコン用会計ソフト「ブルーリターンA」をご利用の方を対象に、下記の日程で指導会を開催いたします。是非ご参加ください。

上半期までの
入力のご確認

電子申告の
ご準備

その他のご質問も
この機会に

月 日	時 間	と ころ
7月28日 (木) 29日 (金) 8月 1日 (月)	10時～12時、13時～15時 (12時～13時は休憩時間とさせていただきます。)	大和青色申告会 事務局 (大和市桜森2-3-9)

- **ご予約は必要ありません。**上記日程でご都合の良い時間帯に直接事務局へおいでください。
- 駐車場に限りがございますので、公共交通機関のご利用にご協力ください。

ご準備いただくもの

- ◆ 「バックアップデータ」もしくはデータをご入力されている「ノートパソコン」
※今年分のデータだけではなく、過去2年分のデータもご準備ください。
※対応メディア：USBフラッシュメモリ・CD
- ◆ 「決算書」および「確定申告書」(過去2年分)
- ◆ はじめて電子申告をご利用される方は「個人番号カード」

「ブルーリターンA」をご利用の会員様へのお願い

大和青色申告会は電子申告(イータックス)を推進しております。まだ書面で申告されている方は、次回の確定申告は是非電子申告のご利用をお願いいたします。

会員の皆様からの寄稿

あおいろポスト



福田第1支部
理事
柴田 茂

お賽銭の起源

毎年新年を迎え、気分が改まると、近所の神社へ初詣に行く事が何故か習慣となっている。

青色申告会の研修旅行である会員大会でも、有名な神社への参詣が行程に組み込まれている場合が多々ある。

有名な神社はいずれも建物が立派であり、荘厳で神秘的な雰囲気、信仰心のない自分でも、「この大きくて立派な神社ならきっとご利益があるに違いない。」と勝手に思い込み、つい前に進み出て賽銭箱の前に立ち、僅かな金銭を投げ入れ、二礼二拍手一礼と作法通りにあれこれと祈願し、期待と安堵感を覚えて神社を後にする。

しかしながら未だにご利益を戴けていないような気がして心残りである。願う事が多過ぎたせい、それともお賽銭が少額だったせい、か、自問自答している始末である。それにしても不思議なのは、お賽銭とはいったい何を意味してい

るのだろうか？

はるか昔のことだが、製鉄技術と稲作技術を持った人達が大陸から移り住んで来た。それまでの狩猟採集社会から農耕社会へ移行し、生活様式も変わった。

農耕にとって大事なのは、収穫量の確保であり継続である。稲作の収穫量を左右するのは自然の力であるが、中でも太陽がもたらす影響力は人間の力では到底及ばないものである。それゆえ弥生時代の人達は、太陽を絶対的存在として認識し、稲作農耕の守護神として祀るようになった。この頃から太陽を司る神が人民の意志も統治するという宗教観が生じ、神道の基盤が形成されたようである。

そして太陽神を祀る際にお供え物として重用されたのが、神の恵みの象徴である米であった。米には神の霊が宿っていると思われるっており、その霊力で人間の穢れを祓うようお願いを込めて、神前に米をまき散らす「散米」といわれる方式が行われていた。

やがて鑄造貨幣が流通するようになると、米の代わりに貨幣をまき散らす「散銭」といわれる方式が行われるようになった。これがお賽銭の始まりのようだ。当初は



割引
チケット
配布中

八景島

シーパラダイス

ズーラシア

他にも宿泊施設
温泉施設など...

楽しい施設が
いっぱい!!

新しい施設・期間限定の
情報はホームページで♪

QRコードで
簡単読み取り▶



あおいろ優待サービス

検 索

賽銭箱を「散銭ひつ」と呼び、貨幣を投げ入れて穢れの祓い清めを願ったらしい。

こうした神へのお供え物という当初の崇高な考えは、何事にもお金が絡んでくるためなのか、時代と共に変化し、次第に祈願成就の代償と思われるようになったようである。

何れにしても平穩無事に日々の生活が出来るようご利益を信じて、青色申告会の活動に参加し、一役員として微力ながら手伝いが出来るよう努力しなければと考える現在である。



「源泉所得税記帳相談・指導会」のご案内

※各会場とも駐車場に限りがございますので、公共の交通機関をご利用をお願いいたします。

青色事業専従者の方も
源泉徴収税額がない方も
お手続きをお忘れなく！

「源泉徴収」って？…給料や報酬を支払う人が、支払う金額に応じて天引きする所得税のことです。

1月から6月までの給与等から
源泉徴収した所得税の納付期限は、

7月11日(月)です。

※納期の特例の承認を受けている場合

会 場	7月	1日 (金)	4日 (月)	5日 (火)	6日 (水)	7日 (木)	8日 (金)	11日 (月)
事務局 大和市桜森2-3-9		○	○	○	○	○	○	○
大和市勤労福祉会館 大和市鶴間1-32-12		-	-	○	-	○	○	-
大和市生涯学習センター 大和市深見西1-3-17		-	-	-	○	-	-	-
渋谷学習センター ※専用駐車場はございません。 大和市福田2021-2 IKOZA内		-	-	-	-	○	-	-
座間市立総合福祉センター 座間市緑ヶ丘1-2-1		-	-	-	○	-	-	○
海老名市立総合福祉会館 海老名市上郷474-1		-	○	○	-	-	-	-
綾瀬市役所 窓口棟307会議室 綾瀬市早川550		-	-	-	○	-	○	-

相談・指導会の時間は、

午前10時～12時、午後13時～15時です。

※12時～13時は休憩時間とさせていただきます。

ご準備いただくもの

- 源泉徴収簿（本年分と昨年分）
- 納付書（本年分と昨年分）
- 給与所得者の扶養控除申告書（本年分）
- 印鑑
- 帳簿等（給与の支払日・支払金額が記載されているもの）

事務局からのお知らせ

◆通常総会につきましては、委任状署名にご協力いただき、ありがとうございました。

◆職員の夏期軽装勤務を実施しておりますので、ご了承のほどお願い申し上げます。

◆下記の日付につきましては、業務時間に変更がございます。会員の皆様にはご不便をおかけいたしますが、ご了承のほどお願い申し上げます。

●平成28年7月15日（金）
業務時間 8:45～12:00

●平成28年7月21日（木）
業務時間 8:45～14:00

◆事業の廃業や転居・住居表示の変更等がございましたら、事務局までご連絡ください。

確定申告事績報告

みなさま
お疲れ様でした

▶ 所得税とりまとめ件数

	件 数	率
2/1～15	346	19.6%
2/16～29	308	16.1%
3/1～10	716	40.6%
3/11～15	419	23.7%
合 計	1,789	100.0%

▶ 確定申告書早期一括提出

（平成28年2月16日）

所得税 346件 消費税 172件

▶ e-Tax 送信件数

所得税 1,594件 消費税 50件

▶ 消費税確定申告書とりまとめ件数

（平成28年1月23日～3月31日）

簡 易 382件 本 則 142件

青色コーナー入会者数

（平成28年2月10日～3月15日）

211名

四季
日本料理

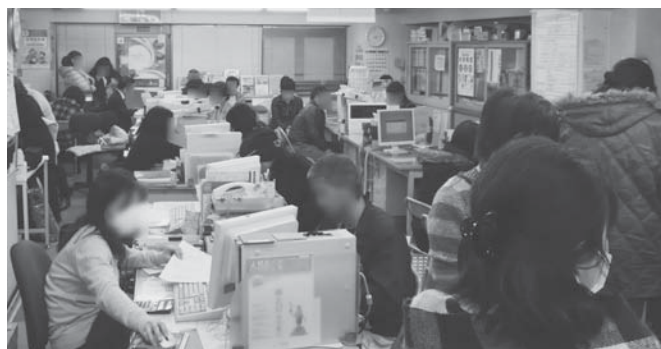
四季折々の選りすぐりの味覚を、
日本庭園を臨む落ち着いた空間
でー。結納・七五三・法要など
様々なシーンを洗練された会席
料理でおもてないたします。



ご予約
お問合せ TEL.046-235-9816
営業
時間 昼11:30-14:30 / 夜17:00-21:00

オークラフロンティアホテル海老名

海老名市中央2-9-50 TEL.046-235-4411 (代) <http://www.okura-ebina.co.jp>



事務局での指導風景（平成28年3月14日）